

はじめに

「スポーツは、世界共通の人類の文化である」

平成23年6月に公布されたスポーツ基本法で新たに規定した前文は、この一文から始まり、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であると、スポーツ権が定義されています。

スポーツは、市民一人ひとりが生涯を通じて、健康づくりや生きがいを進める上で欠かすことができないものです。また、様々な環境で行われているスポーツ活動を通じて、人と人がふれあい、ともに豊かで明るい生活を営む上で重要な役割を担っています。更には、スポーツを通じて、まちづくりにつなげていくこともできます。

本市では、平成27年1月に全ての市民がいつまでも健やかに笑顔あふれる、元気・健康による好循環のまちを目指し、「元気健康都市」を宣言しました。また、文化芸術活動やスポーツを通して、市民一人ひとりが健康で、活力あるまちづくりを進めるため、平成27年10月に「ふじみ野市文化・スポーツ振興条例」を制定いたしました。

そして、平成32年には「第32回オリンピック競技大会（2020／東京）」及び「東京2020パラリンピック競技大会」の開催も決まり、市民の皆様のスポーツへの関心は、より一層高まっていくものと感じております。

このような様々な取組を具現化し、より実効性のあるものとするため、本計画では、「夢のある心豊かな子供の育成」、「誰もがいつまでも親しめる生涯スポーツの推進」、「ふじみ野から未来にはばたく人材の育成」、「いつでもどこでも楽しめるスポーツ環境の整備」の4つの基本方針を定め、今後7年をかけて各基本方針の重点取組を中心に様々な施策を進めてまいります。

計画の推進に当たりましては、市民の皆様をはじめ、関係団体、関係各機関との連携・協力を図りながら、みんながつながるスポーツのまちふじみ野の創造のために、取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、計画の策定に当たり、多大なるご尽力をいただきましたスポーツ推進審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの方々に、心から御礼を申し上げます。

平成29年3月

ふじみ野市長 高 畑 博

